

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準・期間について

令和3年（2021年）7月2日
熊本県立球磨工業高等学校

	基準	期間
①	生徒の感染が判明した場合	治癒するまで
②	生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	生徒等がPCR検査等 ^{※1} を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状 ^{※2} がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	熊本県リスクレベル ^{※3} のレベル4以上に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで
⑥	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦	新型コロナワクチンを接種する場合 ^{※4}	校長が必要と認める期間
⑧	その他、校長が出席停止を必要と認める場合 ^{※5}	校長が必要と認める期間

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む。

※3 熊本県リスクレベル

リスクレベル	県の判断基準
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者150名以上 かつ ②病床使用率25%以上等
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者50名以上 かつ ②リンク無し感染者25名以上
レベル3 警報	県内で ①新規感染者30名以上 又は ②リンク無し感染者15名以上
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

※4 新型コロナワクチンの接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が出席しなくてもよいと認める場合。

※5 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等を持ち、保護者から休ませたいと相談があり、校長が合理的な理由があると判断する場合。
- ・医療的ケアを必要とする生徒等や基礎疾患等がある生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・新型コロナワクチン接種後、生徒に発熱等の風邪の症状以外があり、生徒等や保護者から状況を聴取し、校長が出席停止を必要と認める場合。